

11/25 未来投資会議構造改革徹底推進会合
「企業関連制度・産業構造改革・イノベーション」会合（イノベーション）
（第6回）

（開催要領）

1. 開催日時：2019年11月25日（木）14:30～15:30
2. 場所：中央合同庁舎4号館12F1214会議室
3. 出席者：

小林 喜光	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長
橋本 和仁	国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長
上山 隆大	総合科学技術・イノベーション会議議員
五神 真	東京大学総長
志賀 俊之	株式会社INCJ代表取締役会長
鮫島 正洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表パートナー弁護士
堀内 守司	自動車用内燃機関技術研究組合 専務理事
風木 淳	内閣官房 日本経済再生総合事務局次長
佐藤 正之	内閣官房 日本経済再生総合事務局次長
守山 宏道	内閣官房 日本経済再生総合事務局参事官
柿田 恭良	内閣府 大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当）
飯田 祐二	経済産業省 産業技術環境局長
東出 浩一	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部長
角田 喜彦	文部科学省 科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官
生田 知子	文部科学省 高等教育局国立大学法人支援課視学官

（議事次第）

1. 開会
2. 組織の変革とオープンイノベーションの推進
—内部の経営資源の新たな分野への投資の促進に向けて—
3. 自由討議
3. 閉会

（配布資料）

- 資料1：内閣府提出資料
資料2：経済産業省提出資料①
資料3：自動車用内燃機関技術研究組合提出資料

資料4：経済産業省提出資料②

資料5：弁護士法人内田・鮫島法律事務所提出資料

資料6：公正取引委員会提出資料

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 定刻になりましたので「未来投資会議構造改革徹底推進会合『企業関連制度・産業構造改革・イノベーション』（イノベーション）」を開会いたします。

本日は、前半に第6回イノベーション会合、人が変わりまして後半に第4回コーポレート・ガバナンス会合がございます。

本日は、御多忙の中を御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、本会合の小林会長、副会長であります橋本理事長、そして、未来投資会議から五神議員及び志賀議員にお越しいただいております。それから、総合科学技術・イノベーション会議から上山議員においでいただいております。

なお、本日は有識者として、堀内自動車用内燃機関技術研究組合専務理事、鮫島弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナーにお越しいただいております。

配付資料につきましては、お手元の議事次第を御確認の上、不足等ございましたら事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議事は、前回に引き続き「組織の変革とオープンイノベーションの推進－内部の経営資源の新たな分野への投資の促進に向けて－」であります。

特に、以下の3点が今日の議論の対象でございます。

第1に大学・国研の出資機能の拡大、第2に技術研究組合の設立及び事業会社化の促進、第3に大企業とベンチャー企業の契約時の技術保持など、以上の3つの検討項目に関連しまして各府省及び民間有識者の皆様から順次御説明をいただき、その後、自由討議をさせていただきます。

早速ですが、最初に内閣府から、最初の課題であります出資機能拡大についての取りまとめ結果の御説明をお願いいたします。

○柿田内閣府大臣官房審議官 内閣府の柿田でございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

大学・研究開発法人等における出資機能の拡大についての検討結果のご報告です。1ページにありますように、総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会のもとに「制度課題ワーキンググループ」が8月に設置され、上山先生に座長をお務めいただき、先週の11月20日、第5回の会議で報告書が取りまとめられたところでございます。

構成員を資料の左側に、開催状況を右側に示しております。このワーキンググループでは、第6期基本計画も見据えた科学技術基本法のあり方及び本日の議題でもあります、大学等における出資機能の拡大について議論がなされました。

2 ページがこのワーキンググループのまとめの概要でございます。

「Ⅰ はじめに・総論」に書いてありますように、科学技術・イノベーションの進展が、人間や社会のあり方に大きく影響を与えるということございまして、今後の政策の推進におきましては、人間や社会のあり方に関する深い洞察に基づいた総合的な科学技術の振興が不可欠であるという基本的な問題意識でございます。

科学技術基本法に関しまして、これは1995年に議員立法で制定されたものでございしますが、科学技術につきましては「科学技術（人文科学のみに係るものを除く）」という規定になっております。

この点につきまして、先ほど申し上げたような人間や社会のあり方、こういったものの深い洞察が必要になるという観点で、人文科学の扱いについて議論をいたしました。現在の諸課題に対峙し、豊かで持続可能な社会の実現のために、人文科学自体の持続的な振興が必要であると。また、イノベーション政策における観点といたしまして、特に課題設定の段階におきまして、自然科学と人文科学の連携・協創が不可欠であるという点から、人文科学の積極的な役割が重要であることから、法律に定める科学技術の対象に人文科学を含めるべきという結論です。また、科学技術基本法には「イノベーション創出」という概念も入っておりませんので、その定義も含めて、時代に即した「イノベーション創出」の概念を法律に盛り込むべきという結論です。

3 ページが本日の議題の関連でございます。

Ⅲの「1. 産学官連携促進に向けた見直し」でございます。ポイントを4 ページにまとめております。「産学官連携の現状と課題」は前回御説明しておりますので省略いたしますが、議論のまとめとしては「対応の方向性」として、ヒアリング等を通じて確認されたニーズから、この①、②、③、とりわけこの研究開発の機能、具体的には実用化を目指した共同研究・受託研究、これらを実施する法人を大学等が出資することによって外部組織として立ち上げて、そこで民間企業との活発な共同研究等を実施可能としていくべきであるという結論です。

これらを受けまして、今後、内閣府で具体的な法令の改正作業に着手していくこととしております。

以上でございます。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続いて、第2の検討課題に移ります。全体の自由討議は最後にまとめてということで、プレゼンテーションが続きます。

技術研究組合に関連して、経済産業省から御説明をお願いいたします。

○飯田経済産業省産業技術環境局長 経済産業省産業技術環境局長でございます。

お手元の資料2、技術研究組合制度を御覧ください。

3 ページ目、出島的に組織の外にビークルをつくる、そこで場合によってはオープンイノベーションを進めるということで、先ほどあった大学の出資のお話もその一環だと思

ますけれども、技術研究組合という制度がございます。

ここに概要が書いてございますけれども、2社以上の企業、大学、独法等が共同して研究を行うという場合に設置が可能な仕組みでございます。これは剰余金の配当もできない、株式市場からお金を集められないという面もあるものですから、短期的に収益が見込めない、中期的な研究開発を共同で行うには、大変使い勝手のいい制度ではないかと思っております。

組合があり、匿名組合という法人格がないものもあり、株式会社、こうしたもののそれぞれの特色に合わせてお使いいただくということだと思いますけれども、ここに書いてありますが、技術研究組合は、法人格を有するということと、設備は税制上の圧縮記帳で1円まで圧縮可能に、租特でなっております。それから、特許料の減免措置が使えると。技術研究組合は、10年前に制度改正いたしまして、最初は収益を得られないということで組合で始めても、株式会社への移行が簡単にできるような仕組みになっています。

当然でございますけれども、賦課金は出資と違って試験研究費として費用処理ができる。これは一つポイントなのですが、研究開発減税ではオープンイノベーション型という区分があり、基本は10%ぐらいの税額控除なのですが、他の企業と組んでやる場合は20%、大学と組めば30%税額控除されるのですが、余り使われておりません。これは証明をするのが面倒くさいからなのです。組合の場合はクリアで、組合の賦課金ということであれば自動的に2割削減できるので、そういう意味でも大変使い勝手のいい仕組みではないかと思っております、こういう制度ができています。

4ページ目、ここに幾つかの技術研究組合の例が出されておまして、2つございますが、下のAICEさんについては、これから御説明いただくということで、どう使われているか、ぜひお聞きいただければと思います。

それから、最近のティピカルな話題ということで、ノーベル賞をとられた吉野先生は「LIBTEC」というここに書いてあるような蓄電池のセンターの理事長をおやりになっていて、産総研の関西センターに本部があるわけですが、月に1回はそこに来ていただいているということで、技術研究組合がこういう形でも使われております。

7ページ目、技術研究組合の状況はどうなのか。累計で267の組合が設立されて、今活動しているのは58でございます。ここにちょっと書いてありますけれども、2009年に研究対象がもともとは鉱工業だけだったものをサービスに広げたり、組合の設置は3者だったのを2者にする、大学や独法の方が入りやすくする、組織変更を容易にするという大改正を行いまして、2009年以降はちょっと増えたのですが、最近若干また数が少なくなっています。

8ページ目、どのように資金が出されているのかということで、技組というと、何となくナショプロの受け皿みたいなイメージがあって、これは今活動している組合全体の数字なのですが、実態として、国の予算が圧倒的に多くて、民間の方が賦課金を出しているのは少なくなっている状況でございます。

ただ、別にナショプロの受け皿である必要も全然ございませんで、過去には技組から株式会社を組成している事例も2件あって、先ほど見たメリットも含めて、これは使いやすいなのです。

9ページ目、これは未来投資会議でも御説明されましたけれども、どうしてもいろいろな会社は外部連携の組織も中につくって、外出しする、出島的なものをつくるというのは少ないという実態がございます。

10ページ目、今後の対応を考えておるものを書いているのですけれども、課題として、これは我々の努力が不十分なのですけれども、制度を知らない、仕組みがイメージできないと。何となく、古い・ダサイ・ナショプロということで、本来の使い方が本当の意味で伝わっていないのではないかと。名前を変えてくれという声が非常にあって、今回変えようと思っているのです。

それから、実際は設立認可の基準がわかりづらい、プロセスがわかりにくい。これらが申請者にとっての御負担となり、うまく使われない面もあるような気がします。そこも変えていきたいと思います。

それから、業務範囲や知財の帰属や取り組み、いろいろなノウハウがない、組織変更の認可基準が不明確など、いろいろな課題があるものですから、少なくとも今回やらせていただきたいと思っていますのは、名前は変えると。11ページ目「Collaborative Innovation Partnership」、シーアイピーと呼ぶか、シップと呼ぶかは、活用いただく中での定着に任せたいのですけれども、名前を変えて大々的に使い勝手を説明していく。

それから、いろいろわかりづらいということがあるものですから、申請者にわかりやすいガイドラインをつくる。申請書類も徹底的に減らすと。それから、実は法改正をしたときは一生懸命サポート体制をつくって頑張ったのですけれども、足りなかったものですから、サポート体制も構築をして、そういう形で大々的にこうしたことで使っていただく。直せる制度改正をして使っていただくと。

本当に法律的に直すことがあれば躊躇なく直していきたいと思いますが、まずはこうした形で制度をわかりやすくする、簡素化する、名前を格好よくすると。それで徹底的にPRして、今の時代、どこまで使っていただけるかを試してみたいと思っています。

以上です。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続いて、自動車用内燃機関技術研究組合、AICEの堀内専務理事から御説明をお願いいたします。

○堀内自動車用内燃機関技術研究組合専務理事 それでは、資料3をお願いいたします。

自動車用内燃機関技術研究組合の堀内でございます。

確かにちょっと長い名前になっていますけれども、我々は「AICE（アイス）」と呼んでおりますが、その活動について説明させていただきます。

2ページ、まず、組織体制を上図に示しております。この技組は2014年に設立してお

り、組合員としては自動車メーカー9社と研究機関2団体で構成しています。また、本年度19年の4月からは、右側にありますようにサプライヤー82社を共同研究企業とした研究体制に移行しており、この共同研究企業はグループ会社を含めると284社に上ります。

AICEは設立に際しまして理念を制定していて、技術の向上と人材育成、その2つを定めて進めております。

3ページ、設立の背景についてです。左上の図になりますが、御存じのように燃費・排ガス規制の強化が進んでおり、さらに電動化などで多種多様な開発を進めなければなりません。それにより開発リソースが非常に増加しており、電動化も考慮したエンジンそのもののさらなる進化が急務となっています。

ここで、日欧の開発スタイルについて調査したところ、日本では基礎研究から製品化まで各社で競争しているのに対して、欧州では以前から各社の共通課題は協調領域として産学官一緒に研究し、各社はその上で競争する体制が進められています。

一例としては、ドイツではAICEと同様の組織で、1956年からFVVが活動を続けています。このような背景から、共通課題領域を共同で実施する研究体制をつくろうということになり、大きな御旗として新たな組織を設立して進めることとしました。この取り組みに合致している、技術研究組合制度を活用して立ち上げたこととなります。

4ページ、AICEの研究スタイルについてです。AICEでは自動車メーカーやサプライヤーと各企業の共通課題を出して、その研究を大学・研究機関で実施し、成果は全て参加企業で共有するスタイルをとっています。これにより、企業は開発リソースの効率化、学への技術力享受、コア技術への資源の集中が図られること。また、学においては、企業ニーズを知って産との共同研究による技術力の向上と人材育成が進められること。

このような産業界の横連携での共同研究では、独禁法を遵守して進める必要もありますし、AICEではここにおいて基礎・応用研究の領域を実施して、開発研究そのものは行わないこととしております。

5ページ、研究事業についてですが、国事業としましては2014年度から3カ年のクリーンディーゼル補助事業の実施及び5年のSIP革新的燃焼技術の支援を行ってきました。現在においては2018年度からMBD、モデルベース開発基礎構築と、先ほどありましたFVVとの国際共同研究の補助事業を実施しております。

また、自主事業としまして、車両エンジンのベンチマーク調査、後処理研究及び萌芽的研究を進めております。

大学との共同研究においては、本年度は21テーマ、80研究室で実施中です。また萌芽的研究においては10研究室で実施をしている状況です。

6ページ、次に、その研究テーマ創出のプロセスについてですが、この図は設立時の研究テーマ創出プロセスを記しております。

まず、学との共同研究には産業界の強いニーズを提示して、産学連携を組む必要がありますが、この調査は企業以外の研究機関である産総研AIST、日本自動車研究所JARIで、複

数回のアンケート及びヒアリングを実施し、ブラインド集約を行うことにより、多くの企業が同一の課題となっている研究テーマを抽出しています。

この抽出された研究テーマ候補をさらに具体的なニーズからテーマ目標を設定し、学や研究機関の知恵を入れて詳細設計を策定していること。現在においては、このプロセスを2年ごとに実施している状況にあります。

7ページ、研究推進体制についてですが、先ほど研究スタイルで説明しましたように、これまでに例がない産産学学連携での研究体制を構築して進めています。

大学側では、同一研究テーマ内で同分野及び異分野の研究者で学学連携体制を構築し、サイエンスからエンジニアリングをつないだ高度な成果導出をする体制を構築しています。

具体的な研究推進方法ですが、研究テーマごとに企業の技術者と研究実施者によりワーキングを設置し、1カ月から2カ月に1回の頻度でワーキングを開催しているのと、また、この定例会合以外にも研究室を訪問する等、緊密な連携体制を構築しています。

さらに、エンジンの開発においては高度な実験設備を有する研究拠点も必要となります。そのために、補助事業やSIP事業で整備したオープンラボとして多くの大学が共有して使用できるようなものを、この右の上のような図でやるようなことで対応しております。

8ページ、人材育成についてですが、先ほどの研究ワーキング活動では研究を実施している学生と一緒に参加し、企業技術者とのディスカッションで学生の育成を積極的に推進しています。

また、企業からは、客員教授、講師、研究員として派遣して、社会人の育成を図っているということで、将来のリーダー育成も推進しています。

ここでは毎年研究成果報告会もやり、優秀者の講演賞の表彰も行っています。

最後に9ページ、AICEでの活動から、成功のポイント、設立時の状況、今後について述べさせていただきます。

開発のリソースの緊迫、グローバルでの競争力の低下、将来を担う内燃機関の研究者の減少、この3つの大きな危機感があり、それを共有化することが重要であると考えてきています。

この共有化は産業界だけでなく、学も一緒に認識することにより複数の大学が連携して、課題に取り組んだことが大きな要因と考えます。

また、ブラインド調査にありましたように、AISTやJARIといった中立機関がそういった活動をすることも重要であると考えています。

設立時を振り返ってですが、技術研究組合は非常に申請等で難しいところがありましたが、今回の場合は制度に詳しい人員がいたことでスムーズにできたということが言えます。

最後に今後に向けてですが、AICEのようなこういった横連携での基礎・応用研究を一緒にすること、これはドイツ等においては当たり前のように進められておりますが、自動車関連ではAICEに続いて、昨年度から「TRAMI（トラミ）」と呼ばれる自動車用動力伝達系の組合が発足しています。これからもこのような取り組みがほかの技術領域や産業界にも広

がると、かなり有効と考えています。

以上になります。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

次に、第3の検討項目に移りますが、大企業とベンチャー企業の契約に関連し、まずは経済産業省から御説明をお願いいたします。

○飯田経済産業省産業技術環境局長 資料4をお願いいたします。

最初に背景説明をさせていただきます。3ページ目はよく御覧になっていらっしゃる資料ではないかと思いますが、アメリカは非常に新しい企業が成長を牽引している一方で、日本は新しい企業ではなくて昔からいらっしゃる企業が中心であり、かつ、それほど伸びていないという数字です。

4ページ目、そういう意味では日本からはユニコーン企業が生まれていないという数字でございます。

5ページ目、これはベンチャー政策一般として経済産業省で考えていることですが、すけれども、ユニコーンを次々と生み出すためには、ロールモデルとなるような成功事例をつくって、そうした方々がむしろいろいろなお金の出し手に回りながら、エコシステムをどうつくっていくかが課題だと思っています。

もう一つは、これも恐らく未来投資会議で議論されているのかもしれませんが、日本の場合にはベンチャーは非常にIPOが多いわけですが、アメリカは圧倒的にM&Aが多くて、むしろベンチャーがイノベーションのピークルとなって、最終的には拡大するときには大企業と一体となって進めていくとか、イノベーションの手段として、大企業と連携をしたベンチャーの使い方も非常に重要な課題ではないかと思っています。

6ページ目、そうした大企業と中小企業、特にベンチャーを含めた中小企業との連携を阻む要因として幾つか書いてございますけれども、契約に時間がかかる、意思決定スピードが遅い、技術情報の漏えいのおそれがあると。あるベンチャーの方で、デューデリだと行ってさんざんお話を聞かれたあげく、これはもう結構ですと言われて、しばらくしたら似た製品がその大企業から売られていたみたいなことをおっしゃる方もいる一方で、特定の大企業は大変サポーターティブで、むしろベンチャーを育てるようにやってくださっているみたいな話もあって、そういう声が既にございます。

8ページ目、これはNEDOがやっておりますベンチャー支援策でございます、これはNEPとって事業を立ち上げる人に立ち上げ期の資金500万円を交付する事業から、SCAということで、むしろベンチャーの方が大企業と組んで規模拡大をするところに支援をするような予算も設けて、トータルで今年度は17億円を来年度は40億円を要求してございまして、こういう形で大企業との連携を後押ししております。

9ページ目、その具体例として、WHILL社という電動車椅子の会社が日本電産さんと組んで製品化した例を載せてございます。

10ページ目、研究開発税制、今年度から税制が変わったわけですが、すけれども、ベンチャー

については法人税の控除上限が法人税額の最大60%まで。ベンチャーの場合は余り儲からないのでどこまで意味があるのかというのはありますけれども、税額控除上限が普通は法人税額の最大45%のところを60%に上げたのと、右下ですけれども、ベンチャーと共同研究をやる場合には、それまで共同試験研究費の20%だった控除率を今年度から25%に上げて、ベンチャーと企業が組みやすくする。このような環境整備も行っております。

11ページ目、2016年度から、これも未来投資戦略の指摘を踏まえてずっとやってきているわけですが、事業会社と研究型ベンチャーの連携のための手引を3段階「初版」「第二版」、ついこの前に「第三版」を出しまして、「初版」はいろいろな課題について整理しましたし、「第二版」は7つの壁を設けて、それにどう対応するかというのもつくりましたし、2018年度はCVCの具体的な設計、非常にCVCの出資が増えているのですけれども、必ずしもうまくいっていない事例があるものですから、その成功例を整理するような手引もつくっております。

12ページ目、知財という観点からは、特許庁もいろいろな形で手引や事例集、「ベンチャー知財戦略事例」や「ベンチャー投資家向け知財評価・支援手引き」など、これぐらいたくさんのもも出して、環境整備に努めてきているところでございます。

14ページ目、それでもなお、いまだにベンチャー企業に聞くと、大企業側から片務的な取り組みを契約時に求められるという声が多数寄せられております。全ての知財を大企業に帰属させる内容の契約をひな形として提示される、知財について無制限の無償ライセンス付与を求められる、あらゆる業種との協業について長期間に制限されるような契約を提示されると。

ベンチャーの場合、法務の体制が不十分なものですから、強力な大企業の法務の方とやると、ある意味で非常に簡単に交渉は済んでしまうかもしれませんけれども、それが振り返って、やはりベンチャーの方が大企業と組むとよくない、損なのだという風評が広がってくると、まさに先ほどの最初の必要性である大企業とベンチャーの連携が進まないわけでございます。

逆に大企業の方からしても、私がベンチャーの方に聞いたら、この会社は本当にベンチャーに寄り添って応援してくださるという企業もあって、そういう差も出てくるわけで、それが大企業の将来のイノベーションの機会の差にも出るのかなと思っております。

16ページ目、こういう大企業と研究開発型ベンチャーの契約に関するガイドライン、契約のひな形をつくらせていただきたいと。ガイドラインは基本的な考え方、ステップ、ステップの留意点と事例紹介、契約書のひな形というものです。

17ページ目、スケジュールで、これから御説明いただく鮫島先生に座長になっていただいて、特許庁、それから、この後に御説明される公正取引委員会さんと連携をしながら、大企業とベンチャーが知財面での制約について余り大きな負担を感じないで、むしろ良好に連携できるような環境整備のために、ガイドラインの作成に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続いて、鮫島弁護士から御説明をお願いいたします。

○鮫島弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー 弁護士の鮫島でございます。

今、局長から御説明をいただいたプロジェクトの座長をやっておりまして、この話をすると完全にかぶってしまうので、今日はあえてちょっと違う角度からということで構成してきました。

資料5でございます。

1 ページ目、2 ページ目、これは私の経歴なので割愛してもいいのですが、要するに、ずっと特許庁さんで中小企業の知財戦略の啓発事業をやってきた人間でございます。最近ではベンチャー系のこういうプロジェクトも非常に多く拝命させていただいているということでございます。

3 ページ目、オープンイノベーションといいますと、中小企業対大企業という構図になるわけですが、私どもはその場合には99%中小企業、ベンチャー側につく弁護士でございます。そういう立場で最近のオープンイノベーションの傾向みたいなものを論じていきます。

釈迦に説法ですが、もともとこれは自前主義脱却ということでMETIさんが10年ほど前に提唱された概念なのですが、4年ほど前からイノベーションの流れがベクトル化しまして、この中央上に書いてありますように、イノベーションのつくり手はベンチャー企業、大学である、それを事業化するのが大企業である、こういったようなベクトルを持ったイノベーションの流れが、今、日本で少なくとも行政用語として言われるオープンイノベーションになってきていると。

その中で、いろいろな課題があるわけなのですが、この右中ほどの枠にあるように、オープンイノベーションのゴールというのは、今までは他社のイノベーションをどんどん取り込んでマーケットスピードに追いつく、事業スピードを上げる、その場合、技術をお互いに使い合うのだからウイン・ウインの関係だ、こういうものを構築しようと言ってきたのですが、実は最近この1年ぐらい、このオープンイノベーションというのは、日本の大企業の意識風土改革にも役立つのではないかと考えています。

つまり、今の日本の本質的な課題というのは、大企業がかつてのアントレプレナーシップを忘れてしまっている、リスクヘッジに回っている。これが前提だとすると、オープンイノベーションにより人的交流をすることによって、そういったものを回復したといったようなことを言っている大企業さんが徐々にふえてきている。これが日本の行政的な課題解決になるのかなと思っています。

4 ページ目、とはいえ、現状はいろいろな問題点があるわけで、一つ一つ説明するつもりはございませんけれども、私としては年間80回を超える講演の中で、何とかして大企業さんにもうちょっとベンチャーフレンドリーにしないとだめだよということをお伝えして

いるわけです。

一言で言うと、今、大企業さんは社会実験の中にいますねと。どういう社会実験かといいますと、この右上の緑のボックスに書いてあるように、強い要望をひたすら出してくるA社、そうではない、ベンチャーさんのために我々はやっているのですよというベンチャーファーストのスタンスをとるB社、比率にしてA社が99、B社が1でございますけれども、どちらが長期的に競争力を持つのでしょうかということを行っています。

短期的にはA社に決まっています。けれども、このA社のような態度をとると、A社は結構ひどいぞ、意思決定が遅いぞ、決めたことを平気で覆してくるぞという噂がベンチャー側のコミュニティーに立つから、二度とベンチャー企業は来ません。これは、イノベーションがA社に集まってこないということを意味しています。B社は逆ですね。どんどん慕われてイノベーションが集まってくる。そうすると、どちらが長期的には競争力を持つのか、これは自明ですよねと言っているのです。

もちろん大企業さんも100%ベンチャーファーストのスタンスをとるのは無理だとしても、こういう価値観も交えて交渉していかないと、なかなかベンチャー企業には受け入れられませんよと。こういった言い方をさせていただいて、何とかしてベンチャーと大企業との精神的な距離も近づけていこうという活動をさせていただいています。

蛇足ですけども、ベンチャー企業にも似たような社会実験的な側面がございまして、そこに書いてあるように強い要望を受け入れてしまうベンチャー企業X社と、一定のラインを引いて、大企業さんの要求がそれを超えたら交渉決裂をするY社というものがあつたときに、私が見てきた限りにおいては、Y社のほうが生き残ってきているということです。ただ、Y社のような態度をとるためには、知財や情報管理をしっかりしないと無理ですよなどということを行っている次第でございます。

5ページ目、今、日本はよくも悪くも「村おこし」の時代に入ってきましたということですが、こういった時代に隣の村はすごいなと、つまり、中国すごいなと、このようなことを言っても意味がないわけで、自分の村にどのような競争力のある製品があるのかを徹底的に分析せねばならないと言っております。

6ページ目、私の場合は、今は弁護士をやっていますけども、もともとは技術屋なので、日本の技術はどのような競争力があるのかという点を示したのがこの図でございます。縦軸、横軸は見ておわかりのとおりですけども、いろいろな分野において非常に強い国々があります。例えばIT/ソフトウェアはGAFAsを擁するアメリカが非常に強い。ライフサイエンス、ケミカルは欧米が強い、製造はアジアが強いということになっているわけです。さて、日本はどこが強いのだというときに、今まで何十回も講演をして、ぱっと言った人は誰もいないのですけれども、私は日本は全ての領域にオールラウンドに強い、これが日本の特性であると言っています。各領域で金メダルはとれないけれど、決勝まで残れる技術ということに関すると、日本が一番多く持っている。

これがどういう強みにつながるのかというと、例えばこれからビジネスモデルがどんど

ん高度化していくと、既存のハードウェアだけでは対応できないビジネスモデルがあったときに、ハードウェアの技術がある日本であれば、ハードウェアを逐次開発して、ビジネスモデルをどんどん進化させていくポテンシャルがある。個人情報を取り終わったGAFGAが欲しいのは、製造現場の情報であり、これを一番持っているのは日本であると。こういった日本の持っている強みを意識して、今後政策を組まなければいけないのではないかといいことを申しているわけでございます。

7ページ目、私が考えている政策の一例ですけれども、日本は先進国ですから、いろいろな社会課題に世界で初めて直面する国でもあります。左の枠の高齢化、エネルギー、これは全部社会課題なのですけれども、日本がありとあらゆる技術を持っているということは、この社会課題の全てを自国の技術のみで解決できるポテンシャルを持っていることです。それをやっているのが、この左上の青い部分に示されたベンチャー企業であると。

そのときに、ベンチャー企業はいろんな技術を集積してオープンイノベーションを実現している、これがオープンイノベーションのAタイプだと。

ベンチャーがPOCしたビジネスモデルについて、グローバル化しなければいけないのだけれども、日本はアメリカの100分の1の投資額しかないので、自力でグローバル化は不可能です。

そこで日本では大企業がこれをグローバル化しなければならないわけで、これが垂直の矢印で示されているけれども、ここでまたオープンイノベーションが発生する。これをBタイプと呼んでいて、これらをぐるぐる回していくと、日本は全ての社会課題を解決した国であると世界から認識されて競争力が向上するのではないかといいようなことを言っているわけでございます。

ただし、現状は課題がございまして、特にBタイプのオープンイノベーションを進める人材がベンチャー企業にはいないし、そのときのベストプラクティスもないということですから、今、契約ガイドライン委員会というものをつくり、どういったプラクティスで、具体的にどういうひな形が好ましいのかということをやっている。これが私の認識でございます。

御清聴ありがとうございました。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続いて、公正取引委員会から御説明をお願いいたします。

○東出公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長 公正取引委員会の取引部長の東出です。

資料6に沿いまして、御説明をさせていただきます。

今日の議題、特に研究開発型のベンチャーと大企業の間取引で、独占禁止法でどういふところに関係してくるかの御紹介になります。

1ページ、研究開発型ということですので、知財の関係がまずございます。1.の最初のポツにありますけれども、知的財産権の行使と見られる行為に関しましては、独占禁止

法が適用除外になっているということですが、2つ目のポツで、他方で、一見知的財産権の行使と見られるのだけれども、知的財産制度の趣旨を逸脱しているようなことについては、もとに戻って独占禁止法の適用がある。3つ目のポツですが、その知的財産権の行使とは別に、知的財産権をめぐる取引については、普通に独占禁止法の適用があるという関係になっております。

幾つかガイドラインをつくっておりますけれども、2. の最初のポツで「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」とあります。これはBtoBの取引につきまして、いわゆる優越的地位の濫用で強い者が弱い者をいじめるという独禁法との関係ですが、その中で下のところのポツで「例えば」ということで、優越的地位にある事業者が、正当な理由がないのに、継続して取引する相手方に対して、発注内容に含まれていない特許権等の知的財産権、その他経済上の利益の無償提供を要請する、このことが優越的地位の濫用として独占禁止法上問題になり得るということを示しているところでございます。

2 ページ目、こちらは知的財産権を持っているものが強い側にある場合ですが、共同研究開発の関係、知的財産権のライセンスの関係、標準化に伴うパテントプールの関係につきまして、ガイドラインをそれぞれ設けております。内容につきましては割愛をさせていただきます。

3 ページ目、最近公正取引委員会で行いました実態調査で、製造業に限ってですが、ノウハウあるいは知的財産権につきまして、取引関係でどうなっているのかを調べたものがございます。

左上の四角でありますけれども、知財やノウハウを大企業が吸い上げているのではないかということに関する問題意識でございまして、上の右の箱ですが、1万5875社から回答いただきました。そのうち726件について、個別の取引事例で問題がありそうなものについても御報告をいただいております。ただ、これにつきましては匿名も可ということで調査しておりますので、必ずしも全て誰が誰にとわかっているわけではございません。

具体的にどういうものがあつたかというのが4 ページ目、これまでに御紹介があつた事例もありますけれども、左上の「01 片務的なNDA」で、交渉の最初のところで大企業の側の秘密保持は緩いものだけれども、ベンチャーの側は厳しい。「03 買ったとき」は、物だけではなくて図面あるいは金型の設計図面も要求されるものだけれども、その分の対価を見てももらえない。下の「究」が落ちておりますが、「05 名ばかりの共同研究」ということで、ほとんどベンチャー側で研究をしているものだけれども、特許権の申請などでは共同研究ということで、共同申請を強要される。あるいは「07 知財の無償譲渡等」のところですが、ベンチャー側が持っている知財の無償譲渡を求められるという事例が報告をされたところです。

戻っていただきまして、3 ページ目の下の段ですが、右下のところであります。この辺の関係ですが、知財の関係を扱っておられる法務の方は独占禁止法との関係について視野に入っておられない方が多いのではないかとこの節が見られますので、まずそ

の知財の取引についても許諾をとっていけば何でも問題がなくなるわけではないのだ、優越的地位の関係もあるのだということを知っていただくのが最初かなということで、経済産業省あるいは特許庁の御協力を得まして、今、その手の法務の関係の方についての周知に努めておるところでございます。

私からは以上です。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

それでは、各府省及び民間有識者の方々からの御説明も踏まえまして、自由討議に入りたいと思います。

第1の議題につきましては前回議論をさせていただきましたので、主に第2、第3の技術研究組合の制度見直し、大企業とベンチャー企業の契約時の技術保持等が検討項目ということになりますが、全体をまとめて議論ということでお願いいたします。

それでは、小林会長に全体を仕切っていただきまして、橋本副会長から手が挙がりましたので、その後、上山議員、五神議員、志賀議員からも御発言をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○小林会長 私もCSTIの議員なので誰にどう質問すべきかよくわからないのですが、資料1の2ページで「人文科学のみに係る科学技術」を科学技術基本法に追加とある。なぜ「のみ」を入れなければいけないのか。この前も議論しましたが、人文科学、社会科学、そして自然科学、すべてにかかわる技術であるべきなのに、本当に人文科学だけとしてしまっているのか。社会科学が全く入っていないことを、どうお考えになるのか。もともとの法律に人文科学を除くと書いてあるから「のみ」を入れた、そういうただのターミノロジーの話かもしれませんが、非常に気になります。

次に、外部化、出島の件ですけれども、私はいつも言っているのですが、日本の場合は大企業の研究所がどうも居眠りをしているという見方がある。だから、大企業から外部化して大学人やベンチャーと一緒にいるのと同時に、大企業の中に彼らを取り込んで内部の活性化をする、居眠りを直すという方向性も何らかの形で入れてもらう必要があると思います。

もう一つ、技術研究組合の件なのですが、私は30年以上前に石炭の液化などC1化学にいろいろ関わった経験がありますが、研究日誌を毎日つけて、やたら細かいことを書かされたという印象があります。現状がどうなっているのかはわかりませんが、かなり自由度を与えてやらないと、なかなか研究は成果が出ないのではないのでしょうか。逆に、どうでもいいことだけを国に報告して、肝心のポイントは隠しておくということもあり得るわけで、もう少し研究の自由度を許容しつつ、されど、そこからくみ上げたコンフィデンシャルで有益な情報は国家としてしっかりと捕捉する。そういうことをナショプロはやらないといけないと思います。

どうしても企業はビジネスに近い研究テーマは自分だけでやって困り込んで、時間がかかるテーマは公的のところと一緒にやろうとする傾向を持っているので、技術研究組合

制度では、出てきた知見をどうしっかりと成果化し、知財で確実に押さえるかという仕掛けも長期的にきちんと考えておく必要があると思います。その点、先ほど御紹介のあったAICEは非常にうまくいっているケースかと思うのですが、制度の検討に当たっては、実際の所属も含めた知財のあり方にまで具体的に踏み込んでもらったほうがいいのかという気がします。

最後に研究開発型ベンチャーの件ですが、アメリカやイスラエルなどには立派なベンチャーがあって大分ユニコーンも出てきていますが、日本の場合、少なくとも今までは、どうしても大企業に相当な人材が行ってしまっていた。もちろん、今後どうなるかはわかりませんが、足元にそんな現実がある中で、日本全体の技術の活性化の手法は、自ずと違ってしかるべきだと思うのです。

そういう意味で、私の経験から言うと、ベンチャーというのはすごく斬新なアイデアを持っているのだけれども、データがいい加減だったりするケースも明らかにある。日本全体のイノベーションエコシステムの活性化を狙うに際して、そういう現実をどう考えるのか。議論を避けるべきではないと思います。

また、日本の大企業が対ベンチャーで片務的という御指摘がありましたけれど、例えばアメリカの大企業と日本の素材メーカーの取引契約など、片務的もいいところなのです。「当社のコンフィデンシャルティーは当然厳格に守っていただきます。でも、御社のコンフィデンシャルティーは全部当社のものですよ」と臆面もなく言うような強力な取引相手が数多くいる中で、日本企業はそこら辺の全体的な現実を見ながらビジネスをやっていかざるを得ない。もっと言えば、日本企業同士であっても、例えば素材メーカーと組み立てメーカーの間のそういったヒエラルキー、いかんともしがたい力関係というものはあり得るわけです。ですから、単純にベンチャーと大企業という絵だけに限定すべきではないのかという気がします。

以上です。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

お時間もあるので、まず橋本副会長、その後上山議員、五神議員、志賀議員にコメントあるいは御質問をいただいた上で、御回答を関係省庁その他にお願いしたいと思います。

橋本副会長、お願いいたします。

○橋本副会長 まず最初に、今日説明を伺っていて大企業に対する厳しい意見がいろいろあって、これまで大学や国研に対しての厳しいことがずっとあったのが、節目が変わったなという気がします。実際、五神総長もいらっしゃいますけれども、大学、それから国研は私もいますけれども、随分変わって前向きに動いていますので、それはぜひ御理解いただきたいと思います。

その上で、1点質問と1点お願いです。

質問はAICEのほうなのですが、この話はよく聞いていて、大変うまくいっているという話をよく聞いて、私もCSTIの議員でSIPを引っ張っている人間なので、このAICEについても

よく聞いていて、大変うまくいっている、最もうまくいっている事例と私も理解しているのです。一方で、財務当局からは大変厳しいことを言われていて、このレベルのことは国のお金でやることではなくて、民間がみずからやることではないかということ常々言われてきております。

SIPはとにかくすごくうまくいって、大学等々のメンバーも集めることができたと聞いていますので、そうすると、ここから先は民間資金が主となるのかと期待して見ているところですが、この研究事業の先ほどの5ページ目を見ると、自主というものが少し入っていますけれども、この後も国費が中心になっているような気がしてしょうがないのです。今やっておられることはまさに民間企業に直接関連している、しかも、そのメリットがわかっている中で、どうしてなかなか民間主体のものにならないのか。

逆に言うと、どういうメリットがあれば、今は20%の減税ということですが、それもかなり大きいと思うのですが、税金というのは一つのインセンティブでしょうけれども、それ以外にどういうことが求められるのかが質問です。

お願いは、技組に関して、経産省に対してなのですが、技組については確かに名前がよくないので変えたほうがいいと思うのですが、一方で、これは私たち国研あるいは大学の立場からいうと、技組のメンバーというのは余りメリットがないのです。それよりは、例えば先ほどのようなオープンイノベーションだっただけが実際にやっていますけれども、私たちの国研を主として各社に来てもらって、それでオープンでやるという仕組みでやっています。これは大学や国研にとってはメリットがありまして、お金が入ってきますし、間接経費も入ってきます。

それに対して、技組は全くそういうメリットがないので、一メンバーとしてはあるのですけれども、しかし、我々はお金を出さなければいけないほうなので、少なくとも間接経費が入ってくるわけでもなく、そうすると、手を動かすだけになってしまうのです。しかも、それで成果も論文にするにはいろいろ制限がかかってしまうみたいなことがあって、実はなかなかないのです。

さらに、大学にしても、国研にしても、民間資金をどんどん入れるようにという国の政策があって、産総研さんも随分苦しんでいるようですけれども、余り技組がそういう方向にばんばん行ってしまうと、これは競争になってしまうのです。そういうこともあるということを御理解いただきたいと思います。

もちろん技組は、産業界同士が集まってやるには大変重要な仕組みだと思うのですが、大学なり国研が入る場合には必ずしもメリットがなく、その場合には大学や国研が中心になって入ってきてもらうほうが、そのほうが税制上も30%の税額控除ということで、会社にとってもメリットがあるでしょうし、大学にとってもメリットがあるということもありますので、そういうことを御理解の上で制度設計等々を考えていただきたい。これはお願いです。

以上です。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

続きまして上山議員、その後五神議員、志賀議員、お願いいたします。

○上山総合科学技術・イノベーション会議議員 私からは小林議員からの御質問に答える形で少しつけ加えてお話をします。

まず、人文科学、社会科学、自然科学の問題、これはぜひとも実は本当は3つそのまま入れたいと思っはいるのですが、今まで人文科学という中に人文学と社会科学が両方入っているという建前の中でいろいろな法律が書かれてしまっているために、これを基本法の中であらかじめ分けてしまうということ、本当はやるべきかとは思っています。そうすると、恐らくいろいろな法律に波及をして、どこからどこまで手を入れられないといけないのかわからないなという感じは今のところはしております。ただ、問題意識は本当におっしゃったことと全く同じことを考えております。ぜひともこのところはもう少し議論をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、外部化の問題で、前から内部化も重要なのだということ、実は最終案の中にはそういう文言もきちんと書かせていただきました。もちろん法律の中では内部化という言葉は出ませんが、その案の中では外部化のみならず内部化もと。基本的には産学連携の中でお互いにウイン・ウインの形で影響を及ぼすことが必要だということは明確に書かせていただきました。そういう意味で、そういう意識は相当入ってくるだろうと思えます。

もう一つ、外部化のこの委員会をやったときに、結構ヒアリングをしたのですが、当初はIMECやStanford Research Instituteのような全く外に出たところが、単なる大学と産業界のつなぎ役だけではなくて研究開発そのものもきちんとやっていけるような法人が生まれてくればいいかと思ったのですが、現場からの声を拾い上げようとする、なかなかそういうものは出てこなかった。出てくるのは、例えばTLOの活性化、あるいは共同研究を推進していくための組織みたいなものとしてのオープンイノベーションを活性化したい、これを外部でやってほしいという声があったのですが、ど真ん中の研究開発になりますと、相当知財も含めてプロフェッショナルな人が集まるような外部法人になるのですが、その声は残念ながら余り出てこなかった。

しかしながら、実はこの間名古屋大学に行きましたけれども、あそこには天野先生たちがやっているガリウムナイトライドの大きな拠点が既にできている。これはいろいろところで恐らく出てきているのですが、見ますと、ほとんど外部化したほうが明らかに大学にとってはいろいろな意味で負担にならないだろうと。ビジネスモデルとしてそういった組織を公的なものでやって、その施設を使わせてもらう、使わせてあげる、その使用料で何とか回していこうとしているのですけれども、あれは多分10年ぐらいすると、組織に与えられている施設がだんだん古くなってきたときには結構しんどくなるだろうと。

これは国立大学の共通の課題ですけれども、公的資金が入ったときに、どこかでそういう施設をリニューアルしていくための減価償却で積み上げるということをやっていないので、10年、20年したときには大学の財務には相当影響があるようになってくる。これの繰り返

しなので、恐らくそういう声もうちょっと出てくると、この外部化を別の形で使えるようになるかもしれない。今、一応道だけはきちんと法的につくっておこうということだけはやっているということでした。

以上です。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

五神議員、お願いいたします。

○五神議員 9月、10月の未来投資会議でも申し上げたのですが、知識集約型へのパラダイムシフトは既に相当進んでいます。国際情勢は日々変わっていることは皆さんも感じているとおりです。アベノミクスの成果として生まれた現預金、企業や家庭の資産が動いていないことは深刻な問題です。それらを活かし、Society5.0の実現に向けた投資を、短期間で集中的に進めていかなければなりません。眠っている資金を、未来のために誰がどのように使うかを具体的に想定して、動かす仕組みをつくる必要があります。

私は2015年の4月に総長になったのですが、その直後の6月に発表された「国立大学経営力戦略」では「運営から経営へ」というスローガンのもと、文部科学省から、国立大学の経営力強化を求められました。大学が自律した経営体になるということは、みずから事業をやって収益を得るということです。ところが、大学が使っている資金のほとんどは使い道があらかじめ決められているので、私が経営努力、改革をしても、次年度に自由裁量のあるお金は1円も生まれません。一般的な企業の経営で行われるような戦略的な手法がありません

長らく、大学において収益性のある事業は授業料収入と診療報酬しかないと言われてきました。ところがいま、大学には千載一遇のチャンスが来ています。産業構造が資本集約型から知識集約型へとパラダイムシフトするなかで、収益化につながる経営資源が、大学には相当あるからです。そこで、経営判断による裁量で動かすことができる財源をいかにつくるかが重要です。そのような財源がある程度確保されたあかつきには、経営者のガバナンスが大事になります。しかし、学長が自由な裁量で動かすことができる財源が現状ないので、トップダウンマネジメントにするために学長をどう選ぶかという議論を先にしても、意味がありません。

先ほど話題に上りました、外部化についても、そのような財源を効果的につくる仕組みとして意味があるのかどうか考えることが重要だと思います。経営体になることを前提としていない現在の大学の制度をそのままにして、外部化することだけを議論しても空振りになります。

資料にある技術研究組合の仕組みは、狭い意味での研究開発だけでなく、企業と大学、あるいは企業同士で行う新事業開発にも有効で、事業化の目途が立てば株式会社への転換もできます。株式会社に転換する際には、大学の知的貢献なども評価して、株式持分に転じることが可能です。大学がベンチャーの株式を保有することについては、現在既に、ストックオプションの形が認められていますが、その際に得られる持分は極めて限定的です。

技術研究組合制度を有効活用することで、大学が持つ知が生み出した社会的な価値に見合った本格的な資金還流を生み出せます。

改めて見てみると非常に良い制度なのですが、飯田局長の説明にもあったように、技組はこれまでの経緯で、“国のお金で研究開発をするための組合”というイメージが拭い去れませんでした。今回、認可の迅速化などの運用改善に加えて、C I P (Collaborative Innovation Partnership)という呼称で、この「技組」の仕組みを改めて広報いただけるといことですので、期待しています。すでに具体的な案件がいくつか見えていますので、我々も活用します。

C I Pからの株式会社転換に際しては、大学の知的貢献など、広い意味での貢献を如何に評価し、適切に持分を決定するかが重要です。もう1つの議題である大企業・ベンチャー間の契約の議論にも通じますが、大学やベンチャーが持つ知や技術といった価値が適切に評価されるよう、ガイドラインの策定など、引き続き迅速な対応をお願いしたいと思います。また、大学に割り当てられた持分の扱いについても、文科省において適切な整理をお願いします。大学を真の経営体とするための制度を整えていただけることを期待します。

ただ、産業界の方々と議論をするときに、先ほど鮫島委員が説明された、立場の弱いベンチャーに対しても、吸い上げられるものは吸い取るという姿勢で接するという全体の99%を占めるAタイプの企業の人たちは問題です。オープンイノベーションの議論でも強い発言力を持っているか、あるいはオープンイノベーションの事業を推進するときのプログラム・ディレクターのクラスを務めてしまっていることが多いのではないかというのが実状です。ですから、制度づくりにも反映するような大企業・ベンチャー間の議論の場では、両者のウイン・ウインの連携をイメージできるような人選をすることが重要だと思っています。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

もし志賀議員から何かあればお願いいたします。その後に官庁から回答をさせていただきます。

○志賀議員 2014年に日産の副会長の立場でAICEの発足式に出させていただいて、それから5年たって、業界の中でも成功例ということで評価されているのは非常にうれしいのですが、ドイツなどでフラウンホーファーなどとやっているところと比べると、2点依然として違いがあるなと思うのは、例えばドイツの3社が協調領域と競争領域を決めるときに、協調領域で世界標準をとりに行く。世界標準をとりに行くためにドイツ3社が組んで、それを協調領域にして、国のお金を入れて、フラウンホーファーや大学と研究をやって、EU標準をとって、国連等で欧州標準を世界標準にしてしまうと。この流れを、我々日本は標準をとりに行くところと比べるとすごく弱くなっている、標準をとりに行くところから行けば、インフラ系の様な協調領域で開発競争をやる必要はないので、そこをスタートラインにすればいいのではないかという気がします。

2点目は、フラウンホーファーなどとのドイツ3社の共同研究を見ていると、人がすご

く循環をしているなど感じます。人材育成のお話がAICEであったのですが、確かに今、機械工学系の学生が減っている中で非常にいい訓練の場になっていると私も聞いていますが、そういう大学の人材を企業がどんどん採っていくと。こういうコンソーシアムを組んだ研究が結果的にポストクの方々の働く場として循環していく、その人材の循環の中に入らないと、最終的にはこういうコンソーシアムがうまくいかないのではないかと思います。

ほかに幾つかあるのですが、時間の関係でこれだけにしたいと思います。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 時間も限られてきておりますが、御質問がありましたので、それでは、最初に橋本副会長からAICEのメリットとあったので、堀内専務からコメントを短くいただきまして、その後はCSTIの柿田審議官、経産省の飯田局長にコメントをいただければと思います。

○堀内自動車用内燃機関技術研究組合専務理事 先ほど志賀様から発言があったように、ドイツに比べて日本が標準化も含めてかなりおくらしている。協調領域に対する取り組みの位置づけがかなり低いのかなど。その中で、こういう活動を通じてコンソーシアムを組むことができるということが一番大きなメリットになるのかと。

そこに対しては、危機感から生まれています。日本はこのままではいけない。技術がおくらしてくる、人材の育成がおくらしているというところなのですけれども、このAICEの活動を通して、今、一番効果が出ているのは人材育成です。大学に行って教えたりなどしたのですけれども、その学生が企業に入って、今度は逆に企業側の立場で教えに行っている。そういういいサイクルが生まれているということは、約5年たちましたけれども、これが一番大きな成果なのかと考えています。

以上でございます。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

柿田審議官、もし何かあればお願いします。

○柿田内閣府大臣官房審議官 小林会長からのご質問に対しては先ほど上山先生から御回答がありましたので、五神先生が外部化の関係でおっしゃったことに関してですが、大学が経営体として動けるようになることが基本だということはそのとおりだと思います。

その上で、技組を通じて利益を大学が得られるような仕組み、それも一つの形だと思いますし、今回やろうとしている外部化、これも一つの新しいオプションとして大学にも有益なものとなるような形で、制度、環境を整えていきたいと思っています。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

飯田局長、お願いいたします。

○飯田経済産業省産業技術環境局長 ありがとうございます。

別に大企業がだめと言ったつもりでもなくて、結局日本は大企業がしっかり経済の中心になっていくわけですから、そこをちゃんとしなくてはいけなくて、ベンチャーとの連携の中にも企業文化への刺激みたいなことを挙げられている方もいて、それは本質でござい

ます。

それから、おっしゃったように、大企業とベンチャーが組んだら何でもいいなどということもおよそ全くございませんで、分野もあれば相手もあるので、形で入るものもある一方で、形にこだわらないというのも大変大事なポイントではないかと思っております。

日誌や非常にたくさん資料があるとか、そういうところはしっかりよく見直してまいりたいと思いますし、知財についてもガイドラインやサポート体制を含めてしっかり対応していきたいと思います。

確かに、産総研など国研は、技組の組合員となって、企業とともに試験研究に取り組んだとしても、産総研としてはその研究資金を外部からもらったお金にカウントできなくなってしまっていて、彼らにつくるメリットは今の目標上はなかったりするものですから、そうした大学や国研の方のお立場や、五神総長からお話のあった出口はどうするのだと。もともと技組は2009年にすぐ事業化できるように簡単にしたのですけれども、株式会社を組成した例がたった2件しかなくて、うまく使われていないところもあります。ただ、私は可能性はたくさんあると思っておりますので、そうしたところにつながるようなガイドライン等を含めてしっかりつくってまいりたいと思います。

それから、全然別ですけれども、志賀さんから標準というお話がありましたけれども、技組の出口というだけではなくて、別途、こういうイノベーションをやるときに、最初から国際標準を見てやっていくというのは根本として大事な点です。CSTIに、いろいろな研究開発のプロジェクトごとに必要なものはそういうことを意識してやるということをお願いしてしまっていて、ぜひそれを意識してやっていくようにはしてまいりたいと思います。

以上です。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

そのほか、特によろしいですか。

それでは、小林会長、お取りまとめをお願いいたします。

○小林会長 どうもありがとうございました。

本日は、大学と企業、大企業とベンチャーなど、いろいろな形のオープンイノベーションのさらなる推進という観点で、新たな仕組みの検討状況や具体的な課題等につきまして御説明をいただきました。今後スケジュールも含めて一層検討を進めていただきたいと思います。

内閣府からは大学・研究開発法人の出資機能の拡大につきまして、第5回会合の議論を踏まえて具体的な制度見直しの方向性を御説明いただきました。オープンイノベーション支援機能、ベンチャー創出支援機能、研究開発機能を持つ大学等の外部組織への出資を可能とするために、早期の制度改正を文科省、CSTIと共にますます推進していただきたいと思います。

また、経済産業省及びAICEの研究組合より、技術研究組合制度の現状、課題と制度見直しの内容を御説明いただきました。今後、CIPコンセプトを早期に結論づけるようお願いし

たいと思います。

さらに、経済産業省や鮫島先生、公正取引委員会からは、大企業とベンチャー企業の契約等をめぐるさまざまな課題や取り組み、今後の予定などについて御説明をいただきました。経産省及び特許庁においては、契約に関するガイドラインの年度内の策定、公表に向け、作業を加速していただくようお願いいたします。また、経済産業省、公正取引委員会は連携して、契約に関するガイドラインの実効性が向上するような方策につきまして、検討の実施をお願いしたいと思います。

以上につきまして、関係者のますます積極的な参画、協働が不可欠でございますので、引き続き御協力をお願いいたしたいと思います。

○風木内閣官房日本経済再生総合事務局次長 ありがとうございます。

これもちまして、前半の第6回イノベーション会合を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。